

郡上市高校生・大学生等就学応援給付金制度

1. 給付金制度の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな制約や不安を抱えながら学ぶ皆さん、特に、郡上市を離れて学ぶ皆さんの不安は大きいものと思います。

郡上市では、このような状況下で懸命に学ぶ皆さんを応援する目的で給付金事業を実施し、保護者や扶養者等（以下「保護者等」といいます。）を通じて支援します。

2. 給付対象者及び受給者（申請者）

◆給付対象者

◇市内在住または市外在住の学生で、以下の要件をすべて満たす方

① 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

② 次に掲げる学校に就学している方

・高校生等 ☞ 高等学校（2・3年生）、高等専門学校（2・3年生）等

・大学生等 ☞ 大学（大学院含む）、短期大学、専門学校、高等専門学校（4・5年生）、予備校等

③ 上記①、②に該当する方の保護者等が、申請日において郡上市に住所を有する方

※ 国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象となる高校1年生（昨年度の中学3年生）には、市が1万円を上乗せ支給することから、高校1年生はこの給付金の対象としていません。

◆受給者（申請者）

上記の要件をすべて満たす方の保護者等

3. 給付額

◇高校生等：10,000円／人

◇大学生等：20,000円／人

4. 申請方法等

◇「郡上市高校生・大学生等就学応援給付金申請書」を提出してください。

申請書は、郡上市教育委員会または各振興事務所でお受け取りいただけます。また、郡上市ホームページからダウンロードできます。

◇添付書類

① 在学を証明できるもの（学生証や生徒手帳の写し、在学証明書 等）

② 学生本人の健康保険証の写し

③ 受給者（申請者）の振込口座（通帳）の写し

◇申請期限

令和2年9月30日（水）まで

◇申請先（下記まで郵送またはご持参ください。）

〒501-4222 郡上市八幡町島谷 207 番地 1

郡上市教育委員会教育総務課（郡上市総合文化センター1階）

（※各振興事務所でも受け付けいたします。）

◇お問い合わせ先

郡上市教育委員会教育総務課 【電話：0575-67-1123】